

西宮市障害者就労生活支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 西宮市障害者就労生活支援センター事業（以下「事業」という。）は、障害者の就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労生活支援センター（以下「センター」という。）を実施することにより、障害者の一般就労を促進し、もって障害者の自立と社会参加の一層の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活や日常生活に相当の制限を受け、又は職業生活等を営むことが著しく困難な者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、西宮市（以下「市」という。）とする。

(実施方法)

第4条 市長は、この事業を適切に運営することができると思えられる法人に委託して、実施することができる。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、市内に居住する障害者で就労を希望する者とする。ただし、市外に居住する障害者についても、本市が障害福祉サービスの支給決定に係る援護の実施者となる場合は当該障害者を対象とする。

(事業内容)

第6条 センターは、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 障害者の就労相談に関すること。
- (2) 障害者の就労準備に関すること。
- (3) 障害者の職場開拓に関すること。
- (4) 障害者の就労定着に関すること。
- (5) 障害者の生活支援に関すること。
- (6) 地域自立支援協議会に関すること。
- (7) 障害者の就労に関する調査研究及び啓発に関すること。
- (8) 障害者就労支援事業所やその他就労支援機関等との連携に関すること
- (9) 相談や支援の記録に関すること
- (10) その他事業の目的を達成するために必要なこと。

(職員配置)

第7条 センターは事業を効果的かつ効率的に運営する為に、主に就労面を担当する職員及び主に生活面を担当する職員を配置し、相互に連携して支援に当たらなければならない。

(責務)

第8条 事業に従事する者は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期し、事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、退職後も同様とする。

2 事業に従事する者は、あらゆる機会をとらえ、支援技術の向上を図るための自己研鑽に努めるものとする。

(事業計画の提出)

第9条 事業を受託した者（以下「事業実施者」という。）は、市長に対して事業実施計画書を作成し、市長の承認を得なければならない。なお、年度途中に変更しようとする場合も同様とする。

(実施状況の報告)

第10条 事業実施者は、市長に対して事業実施報告書を作成し、翌月20日までに市長に提出しなければならない。

2 事業実施者は、年度終了後30日以内に業務に関する実績報告書及び収支計算書を、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、市長と協議の上、市長の指示する期日までに提出するものとする。

(帳簿等の整備)

第11条 事業実施者は当該事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類等を整理し、当該事業終了後5年間保存しなければならない。

(委託の解除)

第12条 市長は、事業実施者が事業の目的を果たすことができないと認められる場合は、委託を解除することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業に必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。